

【 太陽光発電に係る余剰電力の売却収入 】

今回は、太陽光発電に係る税務について記載します。

太陽光発電では、昼間は太陽光により発電した電気を使用し、余った電気は電力会社に売却することができます。この売却収入についての取扱い(3事例)が国税庁から発表されています。

自宅に太陽光発電設備を設置している場合。

給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には**雑所得**に該当します。

自宅兼店舗に太陽光発電設備を設置している場合。

自宅兼店舗の太陽光発電設備から生じる余剰電力の売却収入は**事業所得**となります。

発電設備により発電した電気は店舗と自宅の両方で使用され、その余剰電力の売却収入は事業所得の付随収入又は雑所得のいずれかに該当すると考えられますが、発電される電力が現に事業所得を生ずべき業務の用に供されている限り、その太陽光発電設備は減価償却資産(事業用資産)に該当し、その資産からもたらされる収入については全て事業所得の付随収入となります。

この場合の必要経費に算入する減価償却費の額は合理的な基準による店舗の使用割合を基に計算します。

賃貸アパートに太陽光発電設備を設置している場合。

不動産賃貸業に係る太陽光発電から生じる余剰電力の売却収入は**不動産所得**となります。

太陽光発電設備の設置に伴い電気料金が減少し、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される金額も減少することになります。

このように太陽光発電設備による発電が不動産所得の金額を増減させるものであることを踏まえると、その余剰電力の売却収入も不動産所得に係る収入金額に算入しその所得金額を計算する必要があります。